

大鰐町告示第107号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月10日

大鰐町長 山 田 年 伸

1 競争入札に付する業務

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 業務番号 | 第 公営下ー1号 |
| (2) 業務名 | 大鰐町下水道事業経営戦略改定支援業務 |
| (3) 業務場所 | 大鰐町地内 |
| (4) 履行期限 | 令和8年3月31日 |
| (5) 業務概要 | 仕様書のとおり |
| (6) 前金払 | なし |

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 大鰐町財務規則（昭和42年5月16日規則第1号）第115条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 大鰐町一般競争入札参加資格申請書を提出し受理されていること。
- (4) 大鰐町物品の製造の請負、買入れ及び借入れ並びに役務の提供に係る競争入札参加資格者に関する指名停止要領に基づく指名停止措置を条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日において受けていないこと。
- (5) 東北管内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 受託者は、地方公営企業法に関する専門知識と経験を有した公認会計士有資格者を配置すること。
- (7) 受託者は、総務省の経営・財務マネジメント強化事業（公営企業関係）への登録がある者を業務責任者として配置すること。
- (8) 受託者または業務を担当する技術者は、過去10年間に於いて下水道事業に係る経営戦略策定業務等の経験を有すること。
- (9) 受託者は、ISO/IEC27001 または JISQ27001 に適合し、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認証を受けていること。
- (10) 受託者は、JISQ15001 に適合し、プライバシーマークの認証を受けていること。

3 参加申請

入札参加希望者は、次に掲げる大鰐町条件付き一般競争入札参加審査申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を提出し、審査を受けなければならない。

（１）提出書類（様式は町ホームページよりダウンロードすること。）

①申請書（様式第１号）

②配置予定担当者調書（様式第２号）

③配置予定担当者調書に記入した業務経験を確認できる書類の写し（担当者通知書等）

④配置予定担当者の資格を証明する書類（合格証等）

⑤受託者または配置予定担当者の業務実績調書（様式第３号）

⑥業務実績調書に記入した業務委託契約書の写し

（２）提出期限 令和７年７月２４日（木）午後５時まで

（３）提出先 大鰐町役場 企画観光課 管財係

（４）提出方法 持参又は郵送に限る。郵送の場合は必着とする。

（５）その他

①資格の審査結果については、参加資格がない場合のみ、令和７年７月２５日（金）までにＦＡＸ等で通知する。

②審査の結果、資格を認められなかった者は、令和７年７月２８日（月）午後４時までに不服申立を書類（様式第５号）によりすることができる。

4 仕様書の縦覧

（１）縦覧期間 令和７年７月１０日（木）～令和７年７月２４日（木）
午前９時～午後４時

（２）縦覧場所 大鰐町役場 建設課

5 仕様書に対する質疑応答

仕様書に対して質疑がある場合は、質疑応答書（様式第４号）により、建設課へ持参又はＦＡＸで提出すること。（ＦＡＸ０１７２－４７－５０００）

（１）質疑提出期限 令和７年７月１７日（木）正午まで

（２）ＦＡＸした場合は、必ず建設課へ電話で連絡すること。

（３）質疑がない場合は、提出の必要がないものとする。

（４）質疑に対する回答は、令和７年７月２２日（火）午後４時までに町ホームページで回答するものとする。

6 入札及び開札の日時及び場所

（１）日 時 令和７年８月６日（水）午前９時

（２）場 所 大鰐町役場 第４会議室

7 入札方法

（１）入札書の日付は、開札日を記入すること。

（２）入札の執行回数は２回とする。

（３）落札者がいない場合は不調とする。

8 入札条件

大鰐町財務規則に規定する入札者心得を遵守すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除とする。

(2) 契約保証金は原則として契約金額の100分の5（1件500万円を超える工事の請負契約にあっては、10分の1）以上の金額を納付するものとする。但し、履行保証保険契約を締結した場合は、その納付を免除する。

また、銀行若しくは町長が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、その納付に代えることができる。

10 入札書記載金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、事前に電話で企画観光課管財係まで連絡のうえ、入札（開札）日の前日までに企画観光課管財係へ持参により入札辞退届を提出すること。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札者心得書の入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札書に記入もれ、押印もれがある者の入札

13 その他

入札参加資格を承認された者であっても、承認後町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。

【問い合わせ先】

大鰐町企画観光課管財係

TEL 0172-55-6561（直通）